ごみ焼却施設の維持管理の情報

令和8年度（2026年度）

		単位		4月	5月	6月	7月	8月	9月	基準
処分した一般廃棄物の種類および数量										
	可燃ごみの焼却量	t	1号炉	886.87	0.00	46,261.00	5,432.22	5,034.90	4,956.34	
			2号炉	4,792.79	4,955.77	1,185.44	0.00	4,201.73	4,909.16	
			3号炉	4,851.60	4,977.66	4,856.59	5,408.06	5,010.92	2,098.02	
			合計	10,531.26	9,933.43	52,303.03	10,840.28	14,247.55	11,963.52	
燃焼ガス等に関する記録										
	燃焼ガスの温度	℃	1号炉	1,028	—	1,004	1,012	1,008	993	
			2号炉	999	1,002	1,003	—	999	993	800 以上
			3号炉	957	951	943	962	957	933	
	集じん器入口の温度	℃	1号炉	173	—	165	170	168	169	
			2号炉	171	172	174	—	168	170	200 以下
			3号炉	175	176	175	179	177	174	
	一酸化炭素濃度	ppm	1号炉	1.6	—	1.8	1.6	1.5	1.3	
			2号炉	1.3	1.3	1.3	—	2.1	1.8	100 以下
			3号炉	1.3	1.4	1.3	1.3	1.2	1.2	
ばいじんの除去を行った日		—	1号炉	付属機器による除去		（ガス冷却設備：ボイラスートブロワで毎日実施 ろ過式集じん器：空気式自動洗浄装置で毎日実施）				
			2号炉							
			3号炉							

		単位		10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準
処分した一般廃棄物の種類および数量										
	可燃ごみの焼却量	t	1号炉							
			2号炉							
			3号炉							
			合計							
燃焼ガス等に関する記録										
	燃焼ガスの温度	℃	1号炉							
			2号炉							800 以上
			3号炉							
	集じん器入口の温度	℃	1号炉							
			2号炉							200 以下
			3号炉							
	一酸化炭素濃度	ppm	1号炉							
			2号炉							100 以下
			3号炉							
ばいじんの除去を行った日		—	1号炉	付属機器による除去		（ガス冷却設備：ボイラスートブロワで毎日実施 ろ過式集じん器：空気式自動洗浄装置で毎日実施）				
			2号炉							
			3号炉							

煙突から排出される排ガスの測定結果

	単位		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	排出基準
採取日	—	1号炉	—※3	R8.6.23	R8.8.25				
		2号炉	R8.5.26	—※3	R8.8.27				
		3号炉	R8.4.27	R8.6.24	R8.8.28				
計量証明発行日	—	1号炉	—※3	R8.7.6	R8.9.7				
		2号炉	R8.6.8	—※3	R8.9.9				
		3号炉	R8.5.11	R8.7.6	R8.9.10				
硫黄酸化物	Nm^3/h	1号炉	—※3	0.016	<0.015				K値規制※1
		2号炉	<0.016	—※3	0.015				
		3号炉	0.016	<0.016	<0.016				
ばいじん※2	g/Nm^3	1号炉	—※3	<0.001	<0.001				0.04
		2号炉	<0.001	—※3	<0.001				
		3号炉	<0.001	<0.001	<0.001				
塩化水素※2	mg/Nm^3	1号炉	—※3	1.0	0.9				700
		2号炉	1.0	—※3	1.3				
		3号炉	1.1	1.0	1.0				
窒素酸化物※2	ppm	1号炉	—※3	12	18				250
		2号炉	17	—※3	9				
		3号炉	7	8	14				

※1 硫黄酸化物の排出量は、地域ごとに定められた係数（K値）と、煙突の有効高さ等によって規制されており、K値が小さいほど排出規制も厳しくなります。
豊中市のK値は1.17で、排出規制値は5.0Nm^3/h（届出排出ガスより算出）です。
濃度に換算すると、およそ110ppmです。
※2 ばいじん濃度、塩化水素濃度、窒素酸化物濃度については、酸素濃度(12%)換算値
※3 焼却炉停止中です。

ダイオキシン類にかかる測定結果

	採取日	計量証明発行日	測定結果	排出基準
1号炉			$ng-TEQ/Nm^3$	0.1 $ng-TEQ/Nm^3$
2号炉			$ng-TEQ/Nm^3$	
3号炉			$ng-TEQ/Nm^3$	
下水放流水	R8.6.26	R8.8.5	0.000057 pg-TEQ/L	10 pg-TEQ/L

▽ ＜測定値 ： 定量下限値（正確に定量測定ができる最低濃度）未満を表しています。
▽ 酸素12%換算 ： 関係法令により規制されている、酸素濃度12%の状態に換算した濃度を示しています。
▽ Nm^3 ： 0℃1気圧の状態に換算した気体の体積を表す単位です。
▽ TEQ（毒性等量） ： いちばん毒性の強いダイオキシン2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-ジオキシンの毒性を1として換算した値を示しています。
▽ 排出基準値 ： 大気汚染防止法、下水道法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づいており、
届出に用いた値から算出した値を示しています。